

第 1 編

衆議院議員総選挙の大要

第1編 衆議院議員総選挙の概要

今回の総選挙は、戦後27回目であり、小選挙区（大阪府第1～19区）からは19議員、比例代表（近畿選挙区）からは28議員が選出された。

また、これと同時に最高裁判所裁判官国民審査が執行され、7名の裁判官が審査に付された。これらの選挙事務等の主要日程は次のとおりである。

月日	選挙期日前	事項	摘要
9月27日 (水) 以前	-25 以前	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙管理体制の検討 ○選挙管理日程の作成準備 ○議案の作成及び付議 ○各種事務処理要領の作成準備 ○会議、立候補受付等の場所の確保 ○選挙執行経費の予算措置準備 ○各種告示、通知等の施行準備 ○候補者及び候補者届出政党証明物品等交付物の作成準備 ○立候補予定者用交付関係用紙の作成準備 ○候補者届出政党用及び本人届出用の立候補者の手引の作成準備 ○選挙啓発の計画作成 ○選挙長事務に関する依頼、照会 ○大阪法務局及び日本郵便株式会社との連絡協議 ○立候補予定者交付諸用紙の整備 ○ポスター掲示場の区画の数及び段の数の決定及び通知 ○不在者投票を行うことができる病院等の指定報告期限 ○個人演説会等の公営施設の指定報告期限 ○政見放送等に関する放送局との協議 	<p>平成29年9月22日</p> <p>平成29年9月27日</p> <p>平成29年9月27日</p> <p>平成29年9月27日</p>
9月28日 (木)	-24	<p>解 散</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2回臨時委員会 ○審査予定裁判官の氏名等についての中央選挙管理会通知の受理 ○立候補予定者説明会の開催を各政党大阪府本部等へ通知 ○立候補予定者説明会の開催周知 	大阪府公館
9月29日 (金)	-23	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回臨時委員会 ○主要日程等報道資料提供 ○候補者、後援団体の政治活動用ポスターの掲示禁止期間の開始 ○後援団体に関する寄附等の禁止期間の開始 ○選挙人名簿登録日程の決定告示及び通知 [小選挙区] ○選挙人名簿登録日程の決定告示及び通知 [比例代表] 	<p>選管委員会室</p> <p>中央選挙管理会</p>
9月30日 (土)	-22		

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
10月1日 (日)	-21		
10月2日 (月)	-20		
10月3日 (火)	-19	○投・開票速報に関する報道機関への説明 ○在外選挙人への投票用紙等交付開始	府政記者クラブ
10月4日 (水)	-18	○立候補予定者説明会 (政党届出候補者対象) (本人・推薦届出候補者対象) ○投開票速報事務担当者会議	大阪赤十字会館 301会議室 午前10時 午後2時 市町村課会議室
10月5日 (木)	-17	○立候補届及び通称使用の事前審査の開始 ○選挙公報〔小選挙区〕の事前審査の開始	選管事務局 選管事務局
10月6日 (金)	-16	○投票用紙の配送(1次) ○諸用紙の配付 ○候補者及び候補者届出政党証明物品等交付物の整備点検開始	
10月7日 (土)	-15		
10月8日 (日)	-14		
10月9日 (月・祝)	-13	○選挙人名簿の登録基準日及び登録日 ○選挙人名簿登録者数の報告受理及び集計 ○在外選挙人名簿登録期限 ○在外選挙人名簿登録者数の報告受理及び集計 ○選挙運動に関する支出制限額の算出 ○ポスター掲示場の設置完了 ○証明物品の公開 ○選挙長市への証明物品・書類の配送	市区町村 市区町村 市区町村 議会会議室2 午後1時

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
		<ul style="list-style-type: none"> ○第4回臨時委員会 ○政党名掲示等掲載順序の決定〔比例代表〕 ○政見放送の日時（順序）の決定〔小選挙区〕及び放送局、候補者届出政党への通知 ○市町村への政党名掲示、名簿登載者掲示（当面分）のFAX送信〔比例代表〕 ○政党名掲示、名簿登載者掲示（当面分）の作成〔比例代表〕 ○裁判官氏名掲示の作成〔国民審査〕 ○立候補者氏名のFAX送信（選挙長市→関係市区町村） ○氏名掲示掲載順序の決定〔小選挙区〕 ○氏名掲示の作成 ○審査公報掲載文の提出期日 ○期日前投票所の告示 ○政見放送の申込及び経歴書の提出期限 	<p>選管委員会室 午後6時15分 議会会議室2 午後6時45分 議会会議室2 午後7時15分</p> <p>市区町村</p> <p>市区町村 市区町村 中央選管 市区町村</p>
10月11日 (水)	-11	<ul style="list-style-type: none"> ○期日前投票及び不在者投票の開始〔小選挙区〕〔比例代表〕 ○選挙公報の校正〔小選挙区〕 ○期日前及び不在者投票記載場所の候補者氏名掲示、政党名掲示、名簿登載者掲示及び裁判官氏名掲示の開始 	市区町村
10月12日 (木)	-10	<ul style="list-style-type: none"> ○個人演説会等（公営施設使用）の使用開始 ○名簿届出政党等に関する総務省通知の受理及び送付〔比例代表〕 ○選挙公報の印刷開始〔小選挙区〕 	
10月13日 (金)	-9	<ul style="list-style-type: none"> ○投票用紙の配送（2次） ○選挙公報掲載順序の決定〔比例代表〕 ○選挙公報〔比例代表〕、審査公報掲載文の写しの受領 ○選挙公報〔小選挙区〕の配送開始 ○政党名掲示、裁判官氏名掲示の配付（印刷製版分） ○点字の候補者名簿、名簿届出政党等名簿、裁判官名簿の配付 ○選挙公報〔比例代表〕、審査公報の校正 	<p>議会会議室2 午前10時 総務省 午前10時</p>
10月14日 (土)	-8	○選挙公報〔比例代表〕、審査公報の印刷開始	
10月15日 (日)	-7	<ul style="list-style-type: none"> ○期日前及び不在者投票者数集計（1回目） ○選挙公報〔比例代表〕、審査公報の配送開始 	

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
10月16日 (月)	-6	○不在者投票施設に選挙公報、審査公報を送付 ○点字・音声テープ版の選挙公報の発送	
10月17日 (火)	-5	○投票所の告示期限 ○投・開票速報リハーサル ○第19回定例委員会	市区町村 市町村課会議室 午後2時30分 選管委員会室
10月18日 (水)	-4	○郵便等による不在者投票用紙の請求期限（在外選挙人含む） ○名簿登載者掲示の配付（印刷製版分）	
10月19日 (木)	-3	○選挙立会人の届出期限 ○選挙立会人の決定又は選任及び通知 ○選挙分会立会人の届出期限 ○選挙分会立会人の決定又は選任及び通知（府選管） ○開票立会人の届出期限 ○開票立会人の決定 ○投票用紙の配送（3次）	選挙長市 選挙長市 選管事務局 議会会議室1 午後5時30分 市区町村 市区町村
10月20日 (金)	-2	○政見放送の終了期限 ○選挙公報の世帯配布期限 ○委員長声明の発表 ○期日前及び不在者投票者数集計（2回目）	
10月21日 (土)	-1	○期日前投票及び不在者投票の期限 ○期日前及び不在者投票者数集計（3回目）	
10月22日 (日)	0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">選挙期日・審査期日</div> ○投・開票（選挙会：8区、13区） ○投・開票速報の受信 ○開票結果報告の受理、点検 ○開票録のFAX送信（市区町村→選挙長市） ○投・開票結果調の作成	

月日	選挙 期日前	事 項	摘 要
10月23日 (月)	1	○選挙会の開催（8区及び13区以外） ○当選人決定の報告 ○選挙分会の開催〔比例代表〕 ○審査分会の開催 ○当選証書付与式〔小選挙区〕	午前10時 選挙長市 選挙長市 議会会議室2 午前11時 議会会議室2 午前11時30分 議会特別会議室（小） 午後1時30分
10月24日 (火) ～ 11月5日 (日)	2 ～ 14	○選挙分会録等及び審査分会録等の検収 ○選挙会の開催〔比例代表〕 ○審査会の開催 ○当選証書付与式〔比例代表〕	総務省 総務省 総務省
11月6日 (月)	15	○選挙運動費用収支報告書の提出期限	
11月7日 (火) ～ 11月20日 (月)	16 ～ 29		
11月21日 (火)	30	○選挙の効力に関する訴訟の提起期限	
11月22日 (水)	31	○当選の効力に関する訴訟の提起期限	

1 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数

(1) 選挙人名簿登録者数

選挙時登録については、次の日程で登録が行われた。

- ・被登録資格の決定の基準となる日

平成29年10月9日（月）（ただし、年齢は選挙期日により算定する。）

- ・登録を行う日

平成29年10月9日（月）

平成26年衆議院議員総選挙の選挙時登録から今般の衆議院議員総選挙までの登録者の推移は、次のとおりである。

登録日	政令市		市 部 (政令市を除く)	郡 部	府 計
	大 阪 市	堺 市			
平成 26 年 12 月 1 日 (衆議院選挙)	2, 148, 276	682, 057	4, 152, 970	153, 062	7, 136, 365
平成 26 年 12 月 2 日 (定時登録)	2, 147, 683	681, 859	4, 152, 223	153, 045	7, 134, 810
平成 27 年 3 月 2 日 (定時登録)	2, 147, 691	681, 492	4, 148, 890	152, 490	7, 130, 563
平成 27 年 6 月 2 日 (定時登録)	2, 147, 656	680, 943	4, 148, 894	152, 270	7, 129, 763
平成 27 年 9 月 2 日 (定時登録)	2, 154, 413	681, 028	4, 148, 244	152, 036	7, 135, 721
平成 27 年 12 月 2 日 (定時登録)	2, 156, 024	680, 685	4, 147, 752	151, 718	7, 136, 179
平成 28 年 3 月 2 日 (定時登録)	2, 156, 124	680, 385	4, 146, 228	151, 169	7, 133, 906
平成 28 年 6 月 2 日 (定時登録)	2, 156, 678	680, 166	4, 146, 876	150, 868	7, 134, 588
平成 28 年 6 月 21 日 (参議院選挙)	2, 204, 688	697, 323	4, 260, 388	154, 932	7, 317, 331
平成 28 年 9 月 2 日 (定時登録)	2, 207, 734	696, 516	4, 255, 738	155, 009	7, 314, 997
平成 28 年 12 月 2 日 (定時登録)	2, 209, 087	696, 771	4, 256, 060	154, 841	7, 316, 759
平成 29 年 3 月 2 日 (定時登録)	2, 207, 566	696, 157	4, 253, 716	154, 393	7, 311, 832
平成 29 年 6 月 1 日 (定時登録)	2, 208, 896	695, 830	4, 254, 697	154, 123	7, 313, 546
平成 29 年 9 月 1 日 (定時登録)	2, 215, 261	695, 724	4, 255, 511	154, 230	7, 320, 726
平成 29 年 10 月 9 日 (衆議院選挙)	2, 216, 343	695, 679	4, 256, 856	154, 199	7, 323, 077

(2) 在外選挙人名簿登録者数

登録については、申請に基づいて随時行われるが、選挙の期日の公示から選挙の期日までの間は登録を行わない。

平成26年衆議院議員総選挙時から今般の衆議院議員総選挙時までの登録者の推移は、次のとおりである。

集計時点	政令市		市 部 (政令市を除く)	郡 部	府 計
	大 阪 市	堺 市			
平成 26 年 12 月 1 日 (衆議院選挙)	1,525	406	2,982	99	5,012
平成 26 年 12 月 2 日 (定時登録)	1,524	406	2,982	99	5,011
平成 27 年 3 月 2 日 (定時登録)	1,530	406	2,960	99	4,995
平成 27 年 6 月 2 日 (定時登録)	1,533	406	2,956	101	4,996
平成 27 年 9 月 2 日 (定時登録)	1,514	396	2,852	95	4,857
平成 27 年 12 月 2 日 (定時登録)	1,517	399	2,826	96	4,838
平成 28 年 3 月 2 日 (定時登録)	1,505	400	2,852	95	4,852
平成 28 年 6 月 2 日 (定時登録)	1,548	404	2,942	98	4,992
平成 28 年 6 月 21 日 (参議院選挙)	1,561	407	2,957	97	5,022
平成 28 年 9 月 2 日 (定時登録)	1,548	402	2,952	99	5,001
平成 28 年 12 月 2 日 (定時登録)	1,554	400	2,938	98	4,990
平成 29 年 3 月 2 日 (定時登録)	1,562	400	2,912	96	4,970
平成 29 年 6 月 1 日 (定時登録)	1,550	396	2,884	96	4,926
平成 29 年 9 月 1 日 (定時登録)	1,499	387	2,815	97	4,798
平成 29 年 10 月 9 日 (衆議院選挙)	1,497	386	2,802	96	4,781

2 選挙長（選挙分会長）及び同職務代理者

選挙区	選挙長の氏名	同職務代理者の氏名	選挙長の職務を補助する選挙管理委員会
第1区	河本 正弘	中嶋 勝規	大阪市選挙管理委員会
第2区	河本 正弘	中嶋 勝規	
第3区	河本 正弘	中嶋 勝規	
第4区	松原 昌平	宮崎 繁雄	
第5区	松原 昌平	宮崎 繁雄	
第6区	杉本 清	仲 清次郎	守口市選挙管理委員会
第7区	尾崎 健一	曾呂利 邦雄	吹田市選挙管理委員会
第8区	福田 雅至	松田 泰郎	豊中市選挙管理委員会
第9区	角野 一雄	三重野 俊彦	茨木市選挙管理委員会
第10区	藤田 頼夫	菅 俊勝	高槻市選挙管理委員会
第11区	池上 公也	大森 正	枚方市選挙管理委員会
第12区	高田 政廣	平嶺 勝義	寝屋川市選挙管理委員会
第13区	東口 貞男	中川 初美	東大阪市選挙管理委員会
第14区	垣内 博美	連山 豊	八尾市選挙管理委員会
第15区	松野 昌幸	中野 信昭	松原市選挙管理委員会
第16区	大橋 金剛	池原 喜代子	堺市選挙管理委員会
第17区	中井 國芳	高岡 武汪	
第18区	赤坂 博文	井上 實	岸和田市選挙管理委員会
第19区	佐藤 憲成	東 寛	泉佐野市選挙管理委員会

	選挙分会長の氏名	同職務代理者の氏名
比例代表	池田 敏雄	狭霧 勁

3 候補者

候補者の届出の受付は、10月10日（火）に、それぞれ選挙長事務を行う市において行われた。
立候補届出場所は、次のとおりである。

選挙区	時間	立候補届出受理場所	時間	立候補届出受理場所
第1区～ 第3区	8:30～ 10:00	大阪市役所7階 第6委員会室	10:00～ 17:00	大阪市役所4階 行政委員会事務局委員会議室
第4区・ 第5区	8:30～ 10:00	大阪市役所7階 第5委員会室	10:00～ 17:00	大阪市役所4階 行政委員会事務局委員会議室
第6区	8:30～ 9:00	守口市役所1階 会議室106	9:00～ 17:00	守口市役所4階 選挙管理委員会事務局
第7区	8:30～ 12:00	吹田市役所高層棟3階 選挙管理委員室	12:00～ 17:00	吹田市役所高層棟3階 選挙管理委員会事務局
第8区	8:30～ 9:00	豊中市役所第一庁舎2階 大会議室	9:00～ 17:00	豊中市役所第二庁舎3階 選挙管理委員会事務局
第9区	8:30～ 10:00	茨木市役所本館6階 第1会議室	10:00～ 17:00	茨木市役所本館6階 選挙管理委員会事務局
第10区	8:30～ 10:00	高槻市総合センター13階 研修室	10:00～ 17:00	高槻市総合センター13階 選挙管理委員会室
第11区	8:30～ 9:00	枚方市役所別館4階 第1委員会室	9:00～ 17:00	枚方市役所別館5階 選挙管理委員会事務局
第12区	8:30～ 9:00	寝屋川市役所本館2階 第一会議室	9:00～ 17:00	寝屋川市役所本館2階 選挙管理委員会事務局
第13区	8:30～ 9:00	東大阪市役所18階 研修室	9:00～ 17:00	東大阪市役所12階 選挙管理委員会事務局
第14区	8:30～ 9:00	八尾市役所6階 会議室603	9:00～ 17:00	八尾市役所本館1階 市民ロビー
第15区	8:30～ 9:00	松原市役所8階 大会議室A	9:00～ 17:00	松原市役所4階 選挙管理委員会事務局室
第16区・ 第17区	8:30～ 10:00	堺市役所本館12階 議会第1・第2委員会室	10:00～ 17:00	堺市役所高層館12階 選挙管理委員会事務局
第18区	8:30～ 10:00	岸和田市役所新館4階 第2委員会室	10:00～ 17:00	岸和田市職員会館1階 選挙管理委員会室
第19区	8:30～ 12:00	泉佐野市役所3階 大会議室	12:00～ 17:00	泉佐野市役所3階 選挙管理委員会事務局室

午前8時30分までに受付会場に到着した候補者61名について、選挙区ごとに候補者の届出の受付順位を決定するくじを行ったうえで、届出を順次受理し、61名の候補者で総定数19の議席を争うこととなった。

今回の候補者61名中56名が政党届出、5名が本人届出により届け出られた。

立候補届出状況は、次のとおりである。

選挙区	政 党 届 出							本人届出	合 計 (= 競争率)
	自由民主党	日本維新の会	日本共産党	立憲民主党	公明党	社会民主党	計		
第1区	1	1	1	1	0	0	4	1	5
第2区	1	1	0	1	0	0	3	0	3
第3区	0	0	1	0	1	0	2	1	3
第4区	1	1	1	0	0	0	3	0	3
第5区	0	0	1	1	1	0	3	1	4
第6区	0	0	0	1	1	0	2	0	2
第7区	1	1	1	0	0	0	3	0	3
第8区	1	1	1	1	0	0	4	0	4
第9区	1	1	0	0	0	1	3	0	3
第10区	1	1	0	1	0	0	3	0	3
第11区	1	1	0	0	0	0	2	1	3
第12区	1	1	1	0	0	0	3	0	3
第13区	1	1	1	1	0	0	4	1	5
第14区	1	1	1	0	0	0	3	0	3
第15区	1	1	1	0	0	0	3	0	3
第16区	0	0	0	1	1	0	2	0	2
第17区	1	1	1	0	0	0	3	0	3
第18区	1	1	1	0	0	0	3	0	3
第19区	1	1	1	0	0	0	3	0	3
計	15	15	13	8	4	1	56	5	61

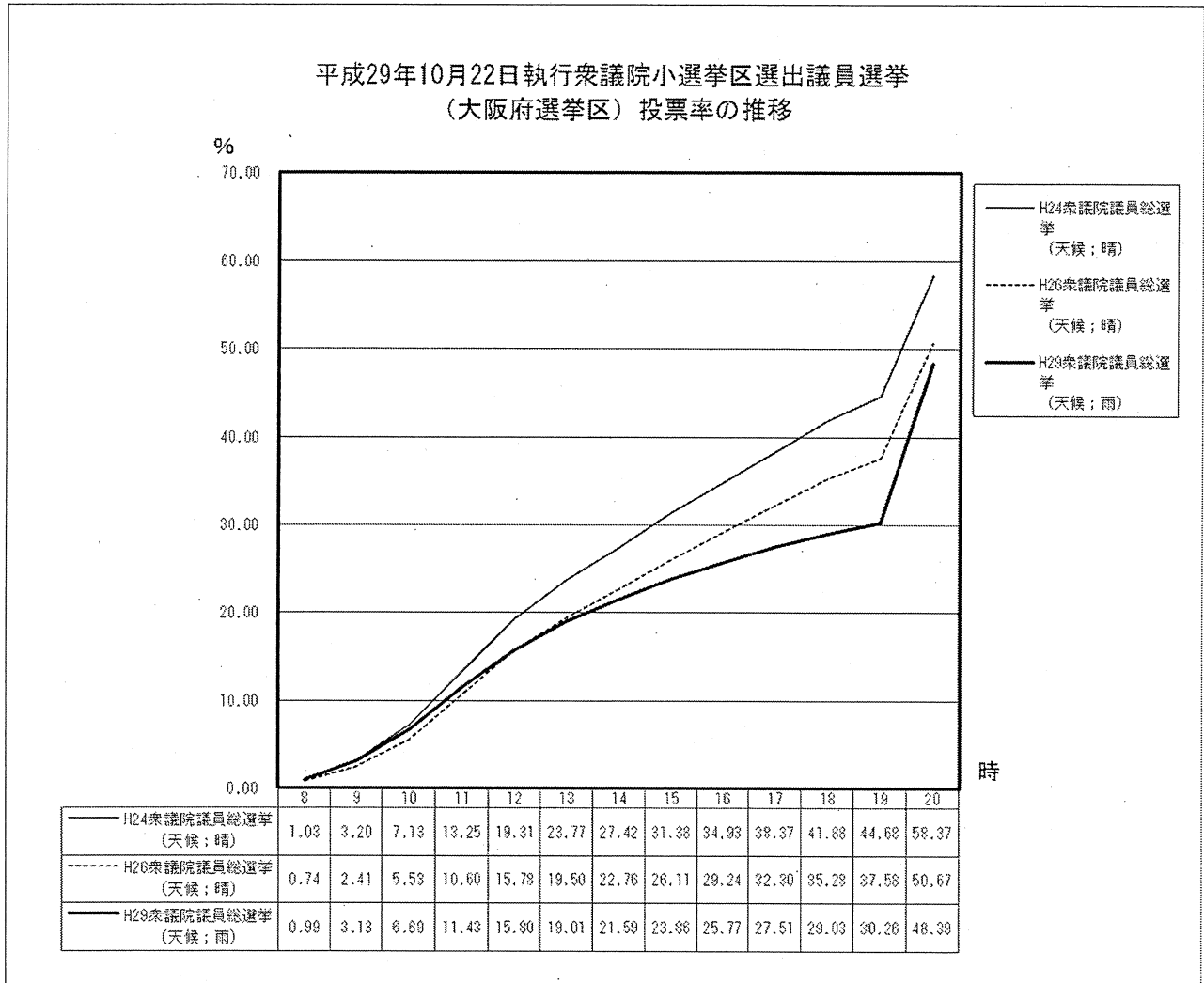
4 投 票

投票は、10月22日午前7時から府内1,779箇所の投票所で一斉に開始され、岸和田市と千早赤阪村の投票所各1か所で投票所閉鎖時間を繰り上げて終了したほかは、午後8時まで投票が行われた。

当日の天候は雨で、夜間にかけて台風が接近し荒天となった。投票率は午後0時までは前回選挙を上回っていたが、午後1時以降は前回選挙を下回り、全体として48.39%となり、前回選挙を2.28ポイント下回る結果となった。

全国平均投票率53.68%と比較すると、5.29ポイント下回っており、全国の都道府県の中では下から2番目の投票率であった。

なお、時間別の投票状況は、別表のとおりである。



5 開 票

開票は、即日開票で午後8時50分から9時45分間に府内72箇所の開票所で開始された。

また、開票速報については、小選挙区選出議員選挙は午後11時現在を初回とし、以降開票終了まで原則30分毎に、比例代表選出議員選挙は午後10時45分現在を初回とし、以降開票終了まで1時間毎に発表を行い、国民審査は最終のみ発表を行った。

6 選挙会、選挙分会及び当選証書付与式

・選挙会の場所及び日時

選挙区	選挙会の場所		日時
第1区	大阪市北区中之島一丁目3番20号	大阪役所7階第4委員会室	10月23日 午前10時から
第2区	大阪市北区中之島一丁目3番20号	大阪役所7階第4委員会室	10月23日 午前10時30分から
第3区	大阪市北区中之島一丁目3番20号	大阪役所7階第4委員会室	10月23日 午前11時から
第4区	大阪市北区中之島一丁目3番20号	大阪役所7階第4委員会室	10月23日 午前10時から
第5区	大阪市北区中之島一丁目3番20号	大阪役所7階第4委員会室	10月23日 午前10時30分から
第6区	守口市京阪本通二丁目5番5号	守口市役所1階行政委員会会議室	10月23日 午前10時から
第7区	吹田市泉町一丁目3番40号	吹田市役所高層棟4階特別会議室	10月23日 午前10時から
第8区	豊中市服部西町四丁目12番1号	豊中市立豊島体育館	10月22日 午後9時5分から
第9区	茨木市駅前三丁目8番13号	茨木市役所本館3階第1会議室	10月23日 午前10時から
第10区	高槻市桃園町2番1号	高槻市総合センター6階C604会議室	10月23日 午前10時から
第11区	枚方市大垣内町二丁目1番20号	枚方市役所別館5階選挙管理委員会事務局	10月23日 午前10時から
第12区	寝屋川市本町1番1号	寝屋川市役所本館2階入札室	10月23日 午前10時から
第13区	東大阪市中小阪四丁目7番60号	東大阪市立総合体育館	10月22日 午後9時から
第14区	八尾市本町一丁目1番1号	八尾市役所8階委員会控室3	10月23日 午前10時から
第15区	松原市阿保一丁目1番1号	松原市役所8階802会議室	10月23日 午前10時から
第16区	堺市堺区南瓦町3番1号	堺市役所高層館12階農業委員会室	10月23日 午前10時から
第17区	堺市堺区南瓦町3番1号	堺市役所高層館12階農業委員会室	10月23日 午前10時30分から
第18区	岸和田市岸城町5番8号	岸和田市職員会館3階会議室	10月23日 午前10時から
第19区	泉佐野市市場東一丁目295番地の3	泉佐野市役所3階大会議室	10月23日 午前10時から

・選挙分会の場所及び日時

場 所 大阪市中央区大手前二丁目1番22号 大阪府庁本館5階 議会会議室2

日 時 平成29年10月23日 午前11時から

・当選証書付与式

場 所 大阪市中央区大手前二丁目1番22号 大阪府庁本館5階 議会特別会議室(小)

日 時 平成29年10月23日 午後1時30分から

7 選挙公営

(1) ポスター掲示場

今回の選挙のポスター掲示場数は、各投票区の面積及び平成29年6月1日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数により算出され、その総数は12,970箇所であった。

ポスター掲示場については、各市町村選管が設置するが、その設置場所の確保は非常に困難な状況にある。

また、ポスター掲示場の段及び区画数については選挙区毎に当委員会が決定するが、市町村選管が円滑に設置作業を進めるためには、可能な限り早期に決定しなければならない。

しかしながら、区画数を決定した後に増枠することのないよう、決定に際しては慎重な検討が必要である。

今回の選挙は衆議院の解散により発生したが、平成29年9月中旬に解散に関する報道がなされたため、新聞報道等の情報などを考慮した上で、平成29年9月22日の臨時委員会で各選挙区の区画数を決定し、同日に通知した。

なお、各選挙区のポスター掲示場の設置数及び区画の数は次のとおりである。

選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区	第9区	第10区
設置数	555	577	472	478	534	716	589	493	1,045	582
区画数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

選挙区	第11区	第12区	第13区	第14区	第15区	第16区	第17区	第18区	第19区	計
設置数	727	677	681	874	1,097	441	449	1,022	961	12,970
区画数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

(2) 政見放送及び経歴放送

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の申込みは、6つの候補者届出政党（株式会社毎日放送への申込みについては5つの候補者届出政党）が行った。

なお、全てテープの持込み方式であった。

政見放送の実施放送局及び放送回数次のとおりである。

放送事業者名		届出候補者数による政見放送の回数				
		1・2人	3～5人	6～8人	9～11人	12人以上
日本放送協会	テレビ	1回	2回	4回	6回	8回
	ラジオ	1回	1回	2回	3回	4回
読売テレビ放送株式会社	テレビ	1回	1回	2回	3回	4回
朝日放送株式会社	テレビ	1回	1回	2回	3回	4回
株式会社毎日放送	ラジオ	—	1回	2回	3回	4回

経歴放送については、候補者が日本放送協会に提出した経歴書に基づき、候補者1人について1回あたり30秒以内で、テレビジョン放送により1回、ラジオ放送により10回、選挙区ごとに選挙公報の掲載順序に従って放送を行った。

衆議院小選挙区選出議員選挙政見放送日時（順序）の決定表

1 日本放送協会(テレビジョン放送:午前)

(9分間隔)

政見放送 の日時	10月12日(木)		10月13日(金)		10月16日(月)		10月17日(火)		10月18日(水)		10月19日(木)									
	7時25分~7時45分	7時25分~7時45分	7時25分~7時45分	7時25分~7時45分	7時25分~7時55分	7時25分~7時55分	7時25分~7時55分	7時25分~7時55分	7時25分~7時55分	7時25分~7時55分	7時25分~7時55分	7時25分~7時55分								
各候補者届出政党 の政見放送の順序	民主	維新	自民	共産	自民	維新	共産	共産	自民	維新	自民	共産	共産	自民	公明	共産	維新	維新	社民	民主

2 日本放送協会(テレビジョン放送:午後)

(9分間隔)

政見放送 の日時	10月13日(金)		10月16日(月)		10月17日(火)		10月18日(水)		10月19日(木)									
	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分	13時30分~14時00分								
各候補者届出政党 の政見放送の順序	自民	共産	維新	民主	自民	共産	自民	維新	共産	自民	公明	維新	自民	共産	維新	共産	民主	民主

3 日本放送協会(ラジオ放送)

(9分間隔)

政見放送 の日時	10月12日(木)		10月13日(金)		10月16日(月)		10月17日(火)		10月18日(水)		10月19日(木)									
	19時30分~19時50分	19時30分~19時50分	19時30分~19時50分	19時30分~19時50分	19時30分 ~19時59分55秒	19時30分 ~19時59分55秒	19時30分 ~19時59分55秒	19時30分 ~19時59分55秒	19時30分 ~19時59分55秒	19時30分 ~19時59分55秒	19時30分 ~19時59分55秒	19時30分 ~19時59分55秒								
各候補者届出政党 の政見放送の順序	共産	自民	維新	自民	共産	維新	民主	自民	共産	維新	自民	共産	共産	社民	自民	維新	維新	民主	民主	公明

4 読賣テレビ放送株式会社(テレビジョン放送)

(9分間隔)

政見放送の 日時	10月15日(日)				10月16日(月)				10月18日(水)				10月19日(木)										
	3時30分~4時30分								4時00分~4時30分								4時20分~5時00分						
各候補者届出政党の 政見放送の順序	共産	自民	維新	民主	公明	社民	共産	自民	維新	共産	維新	自民	維新	民主	共産	維新	自民						
	自民	維新	民主	公明	社民	共産	自民	維新	共産	維新	自民	維新	民主	共産	維新	自民	自民						
	維新	自民	民主	公明	社民	共産	自民	維新	共産	維新	自民	維新	民主	共産	維新	自民	自民						
	共産	自民	維新	民主	公明	社民	共産	自民	維新	共産	維新	自民	維新	民主	共産	維新	自民						

5 朝日放送株式会社(テレビジョン放送)

(9分間隔)

政見放送の 日時	10月13日(金)				10月16日(月)				10月17日(火)				10月18日(水)										
	4時20分~5時00分								4時30分~5時00分								4時01分~5時00分						
各候補者届出政党の 政見放送の順序	維新	自民	自民	民主	共産	自民	共産	維新	自民	共産	維新	自民	社民	民主	公明	共産	自民	維新					
	自民	維新	民主	共産	自民	共産	維新	自民	共産	維新	自民	社民	民主	公明	共産	自民	自民	維新					
	維新	自民	民主	共産	自民	共産	維新	自民	共産	維新	自民	社民	民主	公明	共産	自民	自民	維新					
	共産	自民	民主	共産	自民	共産	維新	自民	共産	維新	自民	社民	民主	公明	共産	自民	自民	維新					

6 株式会社毎日放送(ラジオ放送)

(9分間隔)

政見放送 の日時	10月16日(月)				10月17日(火)				10月18日(水)				10月19日(木)										
	5時00分~5時30分								5時00分~5時40分								5時00分~5時40分						
各候補者届出政党の 政見放送の順序	共産	維新	自民	自民	自民	共産	維新	民主	維新	共産	自民	自民	公明	自民	維新	民主	共産	共産					
	自民	維新	民主	共産	自民	共産	維新	民主	維新	共産	自民	自民	公明	自民	維新	民主	共産	共産					
	維新	自民	民主	共産	自民	共産	維新	民主	維新	共産	自民	自民	公明	自民	維新	民主	共産	共産					
	共産	自民	民主	共産	自民	共産	維新	民主	維新	共産	自民	自民	公明	自民	維新	民主	共産	共産					

(3) 個人演説会等

府内の公営個人演説会等の会場は、3,490か所で、これらの施設を使用して開催された個人演説会は268回、政党演説会は2回、政党等演説会は6回であった。

(4) 選挙公報

衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙公報は、申請期日である10月13日午後5時までに立候補者61名全ての者から掲載の申請があった。

区 分	印刷部数	印刷日程	市区町村選管への	
			配付部数	配付日
衆議院小選挙区 選出議員選挙	4,756,522	10月12日	4,686,070	10月12日～10月13日
衆議院比例代表 選出議員選挙	4,687,278	10月14日～10月15日	4,683,570	10月15日～10月16日
最高裁判所裁判 官国民審査	4,687,278	10月14日～10月15日	4,683,570	10月15日～10月16日

(5) 選挙運動用ビラ

衆議院小選挙区選出議員における選挙運動用ビラは、候補者1人につき、選挙管理委員会に届け出た2種類以内で、7万枚以内を頒布することができる。

また、候補者届出政党は、4万枚に届出候補者数を乗じた数以内で、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに4万枚以内を頒布することができる。

選挙運動用ビラの届出状況は次のとおりである。

選挙区名	選挙運動用ビラの届出のあった 候補者数(人)			公営の適用を 受けられる 候補者数
	1種類のみ	2種類	計	
第1区	5	0	5	3
第2区	1	2	3	3
第3区	3	0	3	3
第4区	3	0	3	3
第5区	3	1	4	3
第6区	2	0	2	2
第7区	3	0	3	3
第8区	3	1	4	3
第9区	3	0	3	3
第10区	1	2	3	3
第11区	2	1	3	3
第12区	3	0	3	3
第13区	4	1	5	3
第14区	3	0	3	3
第15区	2	0	2	2
第16区	1	1	2	2
第17区	2	0	2	2
第18区	2	1	3	3
第19区	3	0	3	3

(6) 新聞広告

新聞広告は、選挙運動期間中に限りいずれかの新聞に無料で、候補者については5回、候補者届出政党については届け出た候補者数に応じた回数、掲載できる。

その状況は次のとおりである。

(候補者)

※単価は9.6cm×2段で単位は円

新聞・単価※		朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	産経新聞	日経新聞	計
候補者数		682,862	519,782	744,670	519,782	682,214	
自由民主党	15	15	15	30	15	0	75
日本維新の会	15	15	15	30	15	0	75
日本共産党	13	13	13	26	13	0	65
立憲民主党	8	8	8	8	8	8	40
公明党	4	4	4	4	4	4	20
社会民主党	1	2	2	1	0	0	5
諸派	2	2	1	4	3	0	10
無所属	3	3	3	5	3	1	15
計	61	62	61	108	61	13	305

(候補者届出政党)

※単価は1単位当たりの額

届出政党	新聞単価※区分	朝日新聞		毎日新聞		読売新聞		産経新聞		日経新聞		計
		341,431 (9.58cm1段)		259,891 (9.4cm1段)		372,335 (9.55cm1段)		259,891 (9.4cm1段)		341,107 (9.4cm1段)		
		単位・金額		単位・金額		単位・金額		単位・金額		単位・金額		
自由民主党	12	4,097,174	12	3,118,692	12	4,468,024	12	3,151,872	0	0	48	
日本維新の会	16	5,470,383	10	2,598,910	12	4,468,023	10	2,621,030	0	0	48	
日本共産党	32	10,925,798	16	4,158,256	0	0	0	0	0	0	48	
立憲民主党	8	2,731,449	4	1,039,564	8	2,978,683	8	2,101,248	4	1,378,944	32	
公明党	0	0	0	0	0	0	4	1,050,624	12	4,136,832	16	
社会民主党	8	2,735,013	8	2,079,128	0	0	0	0	0	0	16	
計	76	25,959,817	50	12,994,550	32	11,914,730	34	8,924,774	16	5,515,776	208	

(7) 選挙運動費用の一部公費負担

選挙運動用自動車の使用、通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所用立札看板、選挙運動用自動車等取付用立札看板及び個人演説会場用立札看板、個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用については、当該候補者の供託物が没収されない限り、一定の限度額の範囲内において国が負担する制度となっている。

① 契約の届出及び負担

区 分		契約届出者	公費負担の 対 象 者	公費負担額 (円)	
選挙運動用自動車	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約	1	0	0	
	②①以外の契約	車	49	48	8,123,920
		運 転 手	46	45	6,607,500
		燃 料	42	42	1,262,477
通常葉書の作成		55	54	13,531,000	
選挙運動用ビラ		55	54	24,279,360	
選挙事務所用立札看板		50	50	7,295,622	
選挙運動用自動車等取付用立札看板		53	52	9,599,520	
個人演説会場用立札看板		45	45	6,380,867	
個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター		56	55	44,350,583	

② 公費負担の対象と限度額

公費負担の対象		公費負担の限度額（単価）	
選挙運動用自動車	1 一般運送契約 (タクシー等。自動車を運転手・燃料込みで借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	各日について64,500円
	2 その他の契約	イ 自動車借入れ契約 (自動車のみをレンタル)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)
		ロ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
		ハ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については1人に限る)
		契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。	1の契約と2の契約は選択 (選挙運動期間中、同一の日において1及び2のいずれもの契約が締結されている場合、公費負担の対象となるのは、いずれか一方のみである。)
通常業書の作成	限度枚数 35,000枚	単価=7円71銭	
ビラの作成	50,000枚以下の場合	単価=7円51銭	
	50,000枚を超える場合 (限度枚数 70,000枚)	単価= $\frac{375,500円 + 5円02銭 \times (作成枚数 - 50,000)}{作成枚数}$ …1銭未満の端数は切上げ ※70,000枚の場合は6円80銭	
選挙事務所用立札・看板の作成	限度枚数 3枚	単価=54,914円	
自動車等取付用立札・看板の作成	限度枚数 4枚	単価=51,992円	
個人演説会場用立札・看板の作成	限度枚数 5枚	単価=39,725円	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数×2枚以内)を乗じて得た金額	1 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合 単価= $\frac{310,500円 + 525円06銭 \times 掲示場数}{掲示場数}$ …1円未満の端数は切上げ	
		2 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合 単価= $\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (掲示場数 - 500)}{掲示場数}$ …1円未満の端数は切上げ	

なお、公費で負担するポスターの作成枚数及び1枚あたりの作成単価の限度額は次のとおりである。

選挙区	ポスター 掲示場設置数	ポスター 単価限度額	ポスター 作成限度枚数	ポスター 公費負担限度額
第1区	555	1,036	1,110	1,149,960
第2区	577	997	1,154	1,150,538
第3区	472	1,183	944	1,116,752
第4区	478	1,175	956	1,123,300
第5区	534	1,075	1,068	1,148,100
第6区	716	809	1,432	1,158,488
第7区	589	978	1,178	1,152,084
第8区	493	1,155	986	1,138,830
第9区	1,045	563	2,090	1,176,670
第10区	582	989	1,164	1,151,196
第11区	727	797	1,454	1,158,838
第12区	677	854	1,354	1,156,316
第13区	681	849	1,362	1,156,338
第14区	874	668	1,748	1,167,664
第15区	1,097	538	2,194	1,180,372
第16区	441	1,230	882	1,084,860
第17区	449	1,217	898	1,092,866
第18区	1,022	575	2,044	1,175,300
第19区	961	610	1,922	1,172,420

また、政見放送用に候補者届出政党が録音・録画した政見についても一定の範囲内で国が負担することとなっている。

8 選挙運動費用の支出金額の制限額

各選挙区における選挙運動費用の支出金額の制限額は、次のとおりである。

大阪府第1区選挙区	25,170,400円	大阪府第11区選挙区	25,117,800円
大阪府第2区選挙区	25,806,100円	大阪府第12区選挙区	24,284,600円
大阪府第3区選挙区	24,769,100円	大阪府第13区選挙区	25,182,300円
大阪府第4区選挙区	24,978,100円	大阪府第14区選挙区	25,536,800円
大阪府第5区選挙区	25,512,100円	大阪府第15区選挙区	25,107,800円
大阪府第6区選挙区	25,012,700円	大阪府第16区選挙区	23,988,600円
大阪府第7区選挙区	24,713,800円	大阪府第17区選挙区	24,166,000円
大阪府第8区選挙区	24,114,300円	大阪府第18区選挙区	25,675,200円
大阪府第9区選挙区	25,906,300円	大阪府第19区選挙区	23,787,200円
大阪府第10区選挙区	23,918,100円		

9 明るい選挙の推進

明るくきれいな選挙を推進するため、「選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部」は、次の声明を発表し、関係者に自粛を求めた。

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部 声 明

近く、第48回衆議院議員総選挙が執行されますが、国民の意思が正しく政治に反映され、民主主義が健全に発展するためには、不正や腐敗をなくし、明るくきれいな選挙が行われることが大切です。

しかしながら、最近の選挙においても、買収、供応、文書違反、公共物への掲示箇所違反等の選挙犯罪が跡を絶たない状況にあることは、本当に残念です。

私たちは、明るくきれいな選挙を実現するために全力を注ぎ、違法な行為に対しては厳正な措置を行う決意です。

政党、立候補予定者、その他関係者におかれましては、国民の期待に応え、法令の定めに従い、ルールを守って、きれいな選挙を進められるよう、自戒自粛を強く求めます。

一方、有権者の皆様には、選挙違反を厳しく批判し、主権者としての自覚を持ち、良識ある行動をとられるとともに、投票は主権者である私たちが政治に参加する最も重要な機会であることに鑑み、貴重な一票を必ず行使されるよう期待します。

平成29年9月29日

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部

大阪府選挙管理委員会
大阪地方検察庁
大阪府警察本部
大阪市選挙管理委員会
堺市選挙管理委員会
大阪府都市選挙管理委員会連合会

臨時啓発事業の内容は次のとおりである。

なお、統一標語「さあ投票 選挙の主役はあなたです」を各啓発事業に活用した。

臨時啓発事業概要

事業の種類	事業の概要	実施時期
①ポスターの掲示	<p>総務省作成の選挙啓発ポスターを府立高校、百貨店等に掲示を依頼するとともに、府及び市町村の庁舎等に掲示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府関係機関等 326枚 ・市町村(43団体) 17,100枚 ・百貨店等 897枚 <p>⇒百貨店・スーパー・遊園地・ショッピングセンター等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所 130枚 ・府内高等学校(支援学校を含む) 768枚 ・予備 59枚 <p style="text-align: right;">合計19,280枚</p>	<p>順次実施～ 10月22日 (総務省から到着後できるだけ早い日)</p>
②リーフレットの配布	<p>総務省作成の選挙啓発リーフレットを府立高校、府及び市町村の庁舎等で配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府関係機関等 3,900部 ・市町村(43団体) 57,400部 ・府内高等学校(支援学校を含む) 14,500部 ・予備 50部 <p style="text-align: right;">合計75,850部</p>	<p>順次実施～ 10月22日 (総務省から到着後できるだけ早い日)</p>
③懸垂幕の掲出	<p>選挙期日・選挙標語等を記載した懸垂幕を作成し、庁舎等に掲出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府庁本館 1か所、3流 ・府庁本庁舎別館 1ヶ所、1流 ・府出先機関(府税事務所) 6ヶ所、6流 ・市町村庁舎 40ヶ所、40流 ・病院(急性期・総合医療C、はびきの医療C) 2ヶ所、2流 <p style="text-align: right;">合計 50ヶ所、52流</p>	<p>10月10日～ 10月22日</p>
④コンビニエンスストアレジ画面広告	<p>府内コンビニエンスストアの来客向けのレジスタ広告画面に啓発広告を表示するとともに、店内放送を行う。(都道府県選挙管理委員会連合会共同事業)</p>	<p>連合会が契約した期間</p>
⑤デジタルサイネージの掲出	<p>公共交通機関等が設置するデジタルサイネージに啓発広告を表示する。</p> <p>【J・ADビジョンWEST】 大阪駅桜橋口・大阪駅中央口</p> <p>【京阪京橋インパクトデジタル】 【阪急デジタルサイネージ百貨店前(梅田駅)】 【近鉄あべのハルカス前自由通路デジタルサイネージ】 【南海デジタル液晶ビジョンなんば駅】</p>	<p>10月16日～ 10月22日 の間でそれぞれの契約期間</p>

事業の種類	事業の概要	実施時期
⑥インターネット 広告(yahoo!バナー 広告)	大阪府内のyahoo!Japanユーザーにターゲットを絞って、バナー広告を表示し、投票参加を呼び掛ける。 〔表示回数〕 PC版2,185,000imps スマートフォン版2,028,630imps	10月10日～ 10月22日
⑦インターネット 広告(フェイスブッ クバナー広告)	フェイスブック利用者をターゲットに、ニュースフィードへバナー広告を表示し、投票参加を呼び掛ける。 〔表示回数〕 367,735imps	10月10日～ 10月22日
⑧インターネット 広告(ツイッターバ ナー広告)	ツイッター利用者をターゲットに、タイムラインへ広告を表示し、投票参加を呼び掛ける。 〔表示回数〕 15,711EG	10月10日～ 10月22日
⑨アナウンスによ る啓発	JRほか鉄道会社・百貨店等に対して、利用者への投票参加のアナウンスを依頼した。 ・鉄道…JR、南海、近鉄、阪急、京阪、阪神、北大阪急行、大阪モトル、水間鉄道、泉北高速、阪堺電気軌道 ・百貨店等…百貨店、スーパー、遊園地、ショッピングセンター等	10月10日～ 10月22日
⑩箸袋の設置	大学内の食堂、コンビニ、弁当販売所に、選挙期日等を記載した箸袋を設置。 ・府内19大学、4万膳	10月16日～ 配布終了まで
⑪広報紙・府広報媒 体等による啓発	大阪府のウェブサイトトップページや選挙管理委員会の特設ページにより啓発を行った。	順次実施～ 10月22日